No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (稅込)	契約日	根拠法令	<u>随意契約理由</u> <u>(随意契約理由番号)</u>	WTO
	酉島住宅(21号館)外2住宅昇降機設備 改修工事	09A:昇降機設置工 事	此花区 鶴見区 阿 倍野区	三精テクノロジーズ (株)	129,800,000	令和3年7月1日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
2	令和3年度 舞洲スラッジセンター返流水 ポンプ修繕	09B:上下水道施設 工事	此花	ラサ商事(株)	6,600,000	令和3年7月1日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
3	古市東住宅(1·2·5号館)外3住宅昇降機 設備改修工事	09A:昇降機設置工 事	城東区 阿倍野区 西成区 平野区	フジテック(株)	141,900,000	令和3年7月2日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
4	令和3年度 舞洲スラッジセンター汚泥溶 融炉施設整備工事	09B:上下水道施設 工事	此花区	月島機械・メタウォー ター・東芝特定建設工 事共同企業体	554,840,000	令和3年7月6日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
5	大正区役所空調設備5階系統パッケージ エアコン修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	大正区	パナソニック産機シス テムズ(株)	682,000	令和3年7月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
6	南津守第2住宅(1·2号館)外1住宅昇降 機設備改修工事	09A:昇降機設置工 事	西成区 平野区	(株) 日立ビルシステム	162,800,000	令和3年7月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
7	大正区役所ガス吸収式冷温水機1号機 及び2号機着火系統(抽気系統を含む) 修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	大正区	パナソニック産機シス テムズ(株)	1,320,000	令和3年7月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
8	弁天抽水所No.4雨水ポンプ設備工事	09B:上下水道施設 工事	中央区	(株) 日立インダストリ アルプロダクツ	599,500,000	令和3年7月14日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
9	令和3年度 舞洲スラッジセンター脱水系 電気設備修繕	09B:上下水道施設 工事	此花	(株) 日立産機テクノ サービス	277,200,000	令和3年7月14日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
10	社会福祉センター昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工 事	天王寺区	東芝エレベータ(株)	61,380,000	令和3年7月19日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
11	道頓堀川水門排水ポンプ修繕	09D:機械器具設置 工事	浪速区	(株) 電業社機械製作 所	8,767,000	令和3年7月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
12	令和3年度 舞洲スラッジセンター遠心脱 水機設備修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	巴工業(株)	49,500,000	令和3年7月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
13	平野下水処理場外1か所監視制御設備 外機能追加工事	09B:上下水道施設 工事	平野区	(株)日立製作所	339,900,000	令和3年7月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
14	大阪市立社会福祉センター防火シャッ ター修繕	14L:建具工事	天王寺区	東洋シヤッター(株)	3,300,000	令和3年7月30日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
15	天王寺消防署元町出張所建設に伴う消 防情報システム署所設備工事	10:電気通信工事	天王寺区	富士通Japan(株)	4,070,000	令和3年8月2日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (稅込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
16	大阪市中央卸売市場本場情報通信基盤 改良工事	10:電気通信工事	福島区	東陽工業(株)	33,357,500	令和3年8月3日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
17	A-4・5号上屋シャッター補修工事	14L:建具工事	住之江区	(株) 鈴木シャッター	15,510,000	令和3年8月3日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
18	生野消防署高圧気中開閉器改修工事	04:電気工事	生野区	(株) オーサカテック	2,500,300	令和3年8月4日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
19	安治川3・9号、I-1号上屋シャッター補 修工事	14L:建具工事	港区 住之江区	東洋シヤッター(株)	7,801,200	令和3年8月5日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
20	令和3年度大阪市中央卸売市場本場直 流電源設備改良工事	04:電気工事	福島区	(株) GSユアサ	71,720,000	令和3年8月16日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
21	鶴見緑地(咲くやこの花館)自動制御設 備修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	鶴見区	アズビル(株)	291,060,000	令和3年8月16日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
22	鶴見区民センター大ホール・小ホール調 光盤設備修繕	04:電気工事	鶴見区	パナソニックLSエンジ ニアリング(株)	2,761,000	令和3年8月19日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
23	夢舞大橋渡り桁補修工事	07A:鋼桁工事	此花区	(株) IHIインフラシステ ム	32,967,000	令和3年8月19日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
24	市岡下水処理場外5か所監視制御設備 外機能追加工事	09B:上下水道施設 工事	港区 大正区 城東区 東成区 平野区	(株) 明電舎	382,800,000	令和3年8月19日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
25	高殿北住宅(2号館)外1住宅昇降機設備 改修工事	09A:昇降機設置工 事	旭 浪速	日本オーチス・エレ ベータ(株)	42,900,000	令和3年8月23日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
26	令和3年度 舞洲スラッジセンター脱水設 備用空気圧縮機修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	(株) 日立プラントサー ビス	7,480,000	令和3年8月23日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
27	令和3年度舞洲スラッジセンター自家発 電用ガスタービン設備修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	(株) カワサキマシンシ ステムズ	29,700,000	令和3年8月25日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
28	東成区役所庁舎昇降機設備修繕	09A:昇降機設置工 事	東成区	三菱電機ビルテクノ サービス(株)	20,460,000	令和3年8月30日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
29	大阪市中央卸売市場本場集中自動検針 設備改良工事	04:電気工事	福島区	東光東芝メーターシス テムズ(株)	143,000,000	令和3年9月1日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
30	Q-2・3号上屋デッキボード修繕	09D:機械器具設置 工事	住之江区	エレベータメンテナン ス(株)	9,383,000	令和3年9月1日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (稅込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
31	東横堀川水門ラジアルゲート油圧シリン ダー更新工事	09D:機械器具設置 工事	中央区	(株)IHIインフラ建設	179,960,000	令和3年9月1日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
32	鶴町抽水所外2か所監視制御設備外機 能追加工事	09B:上下水道施設 工事	大正区 西区	メタウォーター(株)	19,030,000	令和3年9月6日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
33	天王寺区役所非常用発電設備修繕	04:電気工事	天王寺区	ヤンマーエネルギーシ ステム(株)	5,940,000	令和3年9月8日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
34	Q-2・4号上屋オーバードア補修工事	14L:建具工事	住之江区	三和シヤッター工業 (株)	28,820,000	令和3年9月8日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
35	西北環境事業センターほか4か所 真空 式温水ヒーター修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	西淀川 東住吉 浪速 生野 西成	(株)日本サーモエナー	2,090,000	令和3年9月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
36	令和3年度 平野下水処理場汚泥溶融 炉棟ケーキ移送ポンプ修繕	09B:上下水道施設 工事	平野区	兵神装備(株)	8,800,000	令和3年9月10日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
37	令和3年度 舞洲スラッジセンター脱水機 汚泥供給ポンプ修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	兵神装備(株)	7,766,000	令和3年9月10日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
38	令和3年度市内一円情報板改修工事	10:電気通信工事	大正 中央 東住吉 北 西淀川 淀川 東 淀川	星和電機(株)	129,085,000	令和3年9月13日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
39	令和3年度市内一円情報板改修工事一 2	10:電気通信工事	天王寺 住之江 阿倍野 平野	日本信号(株)	33,000,000	令和3年9月14日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
40	令和3年度大阪市中央卸売市場本場市 場東棟エレベーター修繕	09A:昇降機設置工 事	福島区	フジテック(株)	4,455,000	令和3年9月15日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
41	令和3年度 平野下水処理場汚泥溶融炉 計装設備修繕	09B:上下水道施設 工事	平野区	(株) 日立産機テクノ サービス	13,530,000	令和3年9月15日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
42	令和3年度安土町地下駐車場外1駐車 機械装置修繕	09D:機械器具設置 工事	中央区 西区	三菱重工機械システ ム(株)	85,140,000	令和3年9月15日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
43	道頓堀川水門扉体補強工事	09D:機械器具設置 工事	浪速区 西区	日立造船(株)	249,700,000	令和3年9月16日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
44	令和3年度 降雨量観測装置修繕	09B:上下水道施設 工事	港区 城東区 住之 江区	三菱電機プラントエン ジニアリング(株)	24,750,000	令和3年9月17日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
45	令和3年度 中浜流注場浄化槽汚泥用し 渣分離機ほか修繕	09C:清掃施設工事	城東区	大機工業(株)	2,970,000	令和3年9月17日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
46	 阪東大橋情報板改修工事 	10:電気通信工事	城東 鶴見	岩崎電気(株)	9,867,000	令和3年9月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
47	大阪市立男女共同参画センター南部館 昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工 事	平野区	(株) 日立ビルシステム	43,450,000	令和3年9月22日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
48	舞洲障がい者スポーツセンター防火 シャッター危害防止装置設置工事	14L:建具工事	此花区	三和シヤッター工業 (株)	17,050,000	令和3年9月24日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
49	令和3年度 十八条下水処理場監視制御 設備改良工事	09B:上下水道施設 工事	淀川区	東芝インフラシステム ズ(株)	141,900,000	令和3年9月27日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
50	令和3年度 平野下水処理場汚泥溶融炉 電気設備修繕	09B:上下水道施設 工事	平野区	(株) 明電エンジニアリング	12,650,000	令和3年9月27日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
51	令和3年度本町地下駐車場外1駐車機 械装置修繕	09D:機械器具設置 工事	西区 中央区	日本コンベヤ(株)	23,760,000	令和3年9月29日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
52	長居ユースホステル自動火災報知設備 改修工事	09E:消防施設工事	東住吉区	パナソニック防災シス テムズ(株)	5,720,000	令和3年9月29日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
53	阿倍野区第1766号線道路崩壊防止対策 工事(緊急)	02A:建築工事	阿倍野区	(株) 大林組	128,150,000	令和3年9月30日	地方自治法施行令 167条の2第1項第5号	K8	
54	令和3年度 大阪市役所本庁舎スク リュー冷凍機修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	北区	コベルコ・コンプレッサ (株)	23,100,000	令和3年9月30日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
55	中央区役所庁舎昇降機設備修繕	09A:昇降機設置工 事	中央区	(株) 日立ビルシステム	60,500,000	令和3年9月30日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
56	海老江下水処理場監視制御設備機能追 加工事	09B:上下水道施設 工事	福島区	東芝インフラシステム ズ(株)	372,900,000	令和3年9月30日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
57	令和3年度 平野下水処理場汚泥溶融炉 排ガス分析計修繕	09B:上下水道施設 工事	平野区	(株) マコト電気	5,379,000	令和3年9月30日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	

1 案件名称

酉島住宅(21号館)外2住宅昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ(株)

3 随意契約理由

本工事は、三精テクノロジーズ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修 工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は 既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては三精テクノロジーズ(株)にて製作し ている機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である三精テクノロジーズ(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

- 1 修繕名称:令和3年度 舞洲スラッジセンター返流水ポンプ修繕
- 2 契約相手方: ラサ商事㈱
- 3 随意契約理由:

今回修繕する返流水ポンプは、舞洲スラッジセンターで発生した脱水分離 液処理施設からの処理水や遠心脱水機の洗浄水などを此花下水処理場に送水 するポンプである。舞洲スラッジセンターには処理水や洗浄水などを処理し 排水する施設がないので此花下水処理場に送水する必要があり、舞洲スラッ ジセンターの施設を運転するために欠かせない重要なポンプである。

本修繕は、舞洲スラッジセンターに設置している一般排水系及び脱水分離 液系返流水ポンプの各部が長時間の運転により、著しく摩耗損傷しているた め修繕するものである。

本ポンプは、大平洋機工㈱が設計及び製作したもので、修繕に当たっては 当該機器を熟知し、独自の専門的技術が必要であり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である大平洋機工㈱から修繕及び点検・整備業務を移管されているラサ商事㈱のみである。

- 4 根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署:建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター (電話番号 06-6460-2830)

1 案件名称

古市東住宅(1・2・5 号館)外 3 住宅昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

フジテック(株)

3 随意契約理由

本工事は、フジテック(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行う ものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたってはフジテック(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者であるフジテック(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

1 工事名称

令和3年度 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事

2 契約相手方

月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

今回整備工事を行う汚泥溶融炉施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを溶融処理する施設であり、定期整備を行い今後の安全運転を期するものである。

本施設は、汚泥溶融炉施設として、わが国最大級の規模であり、かつ、高度に複雑なシステムを必要とするため、汚泥溶融炉施設の建設に当たっては、機械・電気設備一体の技術をもって建設されたものである。今回の整備工事の対象となる汚泥溶融炉施設は、月島機械・日本碍子・東芝特定建設共同企業体が設計製作及び施工したもので、溶融炉本体と多くの補機類で構成され、お互いに複雑にシステム化されて稼働するものであるが、汚泥溶融炉施設を安全かつ効率的に運用するためには、汚泥溶融炉施設全体の有機的な連携が特に必要である。

したがって、汚泥溶融炉施設を整備するためには、月島機械・メタウォーター・ 東芝特定建設工事共同企業体のみが保有する汚泥溶融炉施設設計の考え方を十分に 反映させることが不可欠であり、実施にあたっても月島機械・メタウォーター・東 芝特定建設工事共同企業体を構成する各企業間での技術的な連携が必須条件となっ ている。さらには、主要部品についても月島機械・メタウォーター・東芝特定建設 工事共同企業体のみで製作しており、特に溶融炉に使用する耐火材は特別に開発さ れたものである。また、整備工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせ る必要がある。今回契約先の共同企業体の構成員である「メタウォーター(株)」 は、日本碍子(株)「東芝(東芝インフラシステムズ(株))は(株)東芝の事業 継承会社であり本件に必要となる技術を有する。

以上のことから、本整備工事ができる業者は月島機械・メタウォーター・東芝特 定建設工事共同企業体のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター (電話番号:06-6460-2830)

1 案件名称

大正区役所空調設備5階系統パッケージエアコン修繕

2 契約相手方

パナソニック産機システムズ (株)

3 随意契約理由

本修繕は、令和3年5月の点検時に冷媒ガスの漏れによる不具合がみつかり、運転不能となっている大正区役所の空調設備5階系統パッケージエアコンを修繕するものである。

当該設備は大正区役所5階の空調機器として、来庁者や職員が利用する空間を適切な環境に保つ機能を担っており、空調の運転不能は、区役所内が高温度・高湿度となることを意味しており、来庁者や職員の健康を著しく害することが予測されるため、空調設備の早急な修繕を実施することが必要不可欠である。

本設備は、三洋電機(株)が設計及び製作したものであり、取替部品は同社のみが 製作し他社では製作していない。また、同社のみがシステム構成を熟知しているとと もに調整の技術を保有している。さらに、修繕後の一貫した責任と性能について保証 を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕については三洋電機(株)を完全子会社化したパナソニック(株)の業務用空調設備に関するアフターサービスの委託先であるパナソニック産機システムズ(株)に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大正区役所総務課庶務担当(06-4394-9683)

1 案件名称

南津守第2住宅(1-2号館)外1住宅昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

(株)日立ビルシステム

3 随意契約理由

本工事は、(株)日立ビルシステムの製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては(株)日立ビルシステムにて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である(株)日立ビルシステムと契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

1 案件名称

大正区役所ガス吸収式冷温水機1号機及び2号機着火系統(抽気系統を含む)修繕

2 契約相手方

パナソニック産機システムズ(株)

3 随意契約理由

本修繕は、大正区役所の空調設備(ガス吸収式冷温水機1号機及び2号機着火系統 (抽気系統を含む))を修繕するものである。

令和3年2月以降、着火系統(抽気系統を含む)の部品が複数個所で摩耗、目詰まり、変形、センサー機能の低下により、着火しない不具合が発生し、その都度、運転不能になる事態が度々発生している。また、部品の耐用年数も超えており、このまま使用することで、頻繁にエラーが発生するほか、ガス吸収式冷温水機自体が破損し、運転不能になることから部品交換を行うものである。

当該設備は大正区役所すべての空調機器として、来庁者や職員が利用するすべての空間を適切な環境に保つ機能を担っており、空調の運転不能は、区役所内が高温度・高湿度となることを意味しており、来庁者や職員の健康を著しく害することが予測されるため、空調設備の早急な修繕を実施することが必要不可欠である。

本設備は、三洋電機(株)が設計及び製作したものであり、取替部品は同社のみが 製作し他社では製作していない。また、同社のみがシステム構成を熟知しているとと もに調整の技術を保有している。さらに、修繕後の一貫した責任と性能について保証 を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕については三洋電機(株)を完全子会社化したパナソニック(株)の業務用空調設備に関するアフターサービスの委託先であるパナソニック産機システムズ(株)に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大正区役所総務課庶務担当 (06-4394-9683)

1 工事名称:弁天抽水所 No. 4 雨水ポンプ設備工事

2 契約の相手方:(株)日立インダストリアルプロダクツ

3 随意契約理由: 本工事は、弁天抽水所に設置しているNo.4 雨水ポンプ設備の設計・製作・据付を 行うものである。

今回工事するNo.4 雨水ポンプ設備は、弁天抽水所に流入する雨水を排除するための設備である。本設備は、設置後 40 年が経過し、ポンプ本体が老朽化し、運転に支障をきたしているため、ポンプ設備の構成機器および主要部品の取替を行うものである。

本設備は、株式会社日立製作所が設計製作したもので、既設備に適合する部品の選定、それらの組み合わせ並びに調整など、製作会社独自の技術を必要とし、取替部品も他社で製作していない。また、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を行える業者は、製作会社である株式会社日立製作所の吸収分割承継会社である、株式会社日立インダストリアルプロダクツのみである。

4 根拠法令:地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担 当 部 署 : 建設局下水道部 設備課 (電話番号 06-6615-7895)

- 1 修 繕 名 称 令和3年度 舞洲スラッジセンター脱水系電気設備修繕
- 2 契約相手方 (株)日立産機テクノサービス
- 3 随意契約理由

今回修繕する脱水系電気設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備及び脱水 分離液処理設備を安定稼動させるために重要な役割を持つ設備である。

受変電設備は、日常運転における重要な動力源の確保と高い信頼性を維持させる ため、また、計装設備並びに監視制御設備は、日常運転における重要な制御信号の 確保と、運転監視制御における高い信頼性を維持させるため、機能が低下した構成 部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株) 日立製作所、(株) 日立ハイテクソリューションズが設計製作及 び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整 を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基 づき、製作時と同一の手法を用いて行い、受変電設備、計装設備及び監視設備とし ての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社から本市へ納入している電気設備の修繕を移管されている(株)日立産機テクノサービスのみである。

- 4 根 拠 法 令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担 当 部 署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター (電話番号 06-6460-2830)

1 案件名称

社会福祉センター昇降機設備改修工事

契約の相手方 東芝エレベータ(株)

3 随意契約理由

本工事は、大阪市立社会福祉センターに設置された油圧式エレベーター2基を撤去し、マシンルームレス型ロープ式エレベーター2基に更新するものである。

対象となる施設は、福祉・障がい者・高齢者関連団体の事務所が、地下1階から3階にわたって入居しており、全ての施設利用者がエレベーターを常時利用しているため、工事期間中であってもエレベーター2基のうち1基を常に利用できる状態にしておく必要がある。この条件のもとで工事を行うには、まず2基の連携制御を安全に切り離し、既設エレベーター1台を稼働しながら、もう1台の既設エレベーターを撤去・新設工事を行ったのち、次に新設されたエレベーターを稼働しながら、既設エレベーターの撤去・新設工事を行い、最終的に2台を連携させるため制御を接続して完了となる。

今回更新する2台のエレベーターは同一シャフト内に存在するため、片側を施工する際には、稼働中のエレベーターとの接触防止や稼働中のエレベーターの誤動作防止等の安全対策工事を行う必要がある。これらの工事を行うことができるのは、稼働中のエレベーターに関する知識や技術力を有し、現場の状況等に精通した者のみである。さらに稼働中エレベーターに関連する事故等が起きた場合の責任を一元化させる必要がある。

以上のことから、既設エレベーターを製造・施工し、現に保守点検を行い 現場の状況等に精通している唯一の業者である東芝エレベータ(株)と契約 を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部施設整備課 (電話番号 06-6208-9624)

1 修繕名称

道頓堀川水門排水ポンプ修繕

2 契約の相手方

(株) 電業社機械製作所

3 随意契約理由

道頓堀川水門は、東横堀川水門と連携し、東横堀川および道頓堀川の「水質浄化機能」、潮の干満によって変動する河川水位を制御することで大雨や高潮による水位上昇時に洪水から市街地を守る「治水機能」、水門の前後で水位差がある場合に水門内で水位を一定に保ち船舶の安全な航行を可能とする「閘門機能」を備えた水門施設である。

今回修繕する道頓堀川水門の排水ポンプは、治水機能と水質浄化機能を補う設備であるが、ポンプ回転部の構成部材に亀裂が見つかり、そのまま使用を続ければ、水門施設の機能を果たせなくなるおそれが生じる。

現状のままでは、河川排水ができず大雨などにより水位が上昇して河川が氾濫した場合には周辺への浸水被害が発生し市民生活への影響及び東横堀川、道頓堀川の水質への影響が懸念されることから、その機能を維持するため修繕を行うものである。

このため、分解整備するものであるが、本機器は(株)電業社機械製作所の独自技術により設計・製作された設備であり、本機器を構成する各装置や部品は、他社からは調達できない。また、修繕にあたっては排水ポンプの構造を十分に熟知し、設備機能を発揮させるための組付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であることや、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業社に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話 06-6615-7887)

- 1 修繕名称:令和3年度 舞洲スラッジセンター遠心脱水機設備修繕
- 2 契約相手方:巴工業(株)
- 3 随意契約理由:

今回修繕を行う遠心脱水機は、舞洲スラッジセンターにて受泥する消化汚泥を脱水し、脱水ケーキにするための設備である。

今回の修繕は、汚泥中の夾雑物・砂等で損耗した箇所の整備修繕等を行うとともに、労働安全衛生規則により定められた年次点検・検査による整備を実施するものである。

本機器は巴工業(株)が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は巴工業(株)のみである。

4 根拠法令:

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署:

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター (電話番号:06-6460-2830)

1 工 事 名 称: 平野下水処理場外1か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方: (株)日立製作所

3 随意契約理由:

本工事は、平野下水処理場外1か所における運転監視及び自動制御を行うための既設 監視制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等のソフトウェアを機能追加す るものである。

本工事で機能追加する既設設備は、(株) 日立製作所が独自の技術、ノウハウにより設計製作施工したもので、別途施工する設備機器と一体となって機能を発揮するものである。さらに、機能追加を行う際には既設設備の機能を保証させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などを行う必要がある。

よって、本工事は既設部分を使用しながら機能追加を行うため、既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるほか、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があることから、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株)日立製作所のみである。

- 4 根拠法令:地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担 当 部 署:建設局下水道部設備課(電話番号 06-6615-7895)

- 1 案件名称 大阪市立社会福祉センター防火シャッター修繕
- 2 契約の相手方 東洋シヤッター株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、社会福祉センターに設置している防火シャッターについて、危害防止装置の取付を行うものである。

当該施設の防火シャッターは、株式会社日本シャッター製作所が製作したものであるが、西日本地区の修繕にあたっては、(旧)株式会社日本シャッター製作所(大阪本社)と合併した東洋シヤッター株式会社が担うことになっている。本修繕においては、製作会社独自の規格を熟知していると共に、純正部品と専門技術及び知識が必要であり、純正部品は合併会社である同社でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該シャッターの構造を熟知している合併会社である東洋シャッター株式会社のみであるため、同社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局総務部経理・企画課 管財グループ (電話番号 06-6208-7923)

1 案件名称

天王寺消防署元町出張所建設に伴う消防情報システム署所設備工事

- 2 契約の相手方 富士通Japan (株)
- 3 随意契約理由

本工事は、災害出場用に出場隊のランプ制御や出場トーン制御などを司る設備であり、今回の本出張所の工事に伴い当該署所設備の設置(改修、撤去)を行うものである。

本設備は、富士通(株)が消防情報システムの開発・納入した業者であり、開発者独自の 専門的知識や技術を必要とし、またそれに対応する技術資料及び技術者を保有しなければ、 工事することができない。さらに、工事後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必 要がある。

以上のことから、本工事を行えるのは、富士通(株)が履行する消防情報システム関連事業を承継した富士通Japan(株)のみであるため、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課(情報システム) (電話番号 06-4393-6573)

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場情報通信基盤改良工事

2 契約の相手方

東陽工業 (株)

3 随意契約理由

本工事は市場内で構築されている情報通信基盤(LAN)の機器更新を行うものである。

本工事の施工にあたっては、既存設備のハードウェア及びソフトウェアについての 技術情報が不可欠であり、その技術情報は本設備の設計・施工者である東陽工業(株) のみが有している。

また、本工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分の使用等に関してトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき上記業者との契約締結を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当(電話番号 06-6469-7966)

1 案件名称

A-4・5 号上屋シャッター補修工事

2 契約の相手方

㈱鈴木シャッター

3 随意契約理由

本工事は、A-4・5 号上屋に設置しているシャッター部品の経年劣化による部品交換 及び調整を行うものである。

本工事対象シャッターは、㈱鈴木シャッターが製作・設置したものであり、施工に あたっては、製作会社独自の部品と専門技術が必要であり、部品は同社でのみ調達す ることができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の 一元化を図ることができるのは、当該シャッターの構造を熟知している㈱鈴木シャッ ターのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 保全監理課 (建築) 06-6615-7812

- 1 案件名称生野消防署高圧気中開閉器改修工事
- 2 契約の相手方(株) オーサカテック

3 随意契約理由

本工事は、令和3年7月14日に発生した落雷により、生野消防署屋上に設置している高圧気中開閉器が損傷したため緊急に改修工事を行うものである。

現在、高圧気中開閉器が損傷しているため、電力会社からの送電を受電出来ない状態であり、緊急的に非常用発電機で電気を賄っている状態であるが、長時間の発電機の運転は、発電機の負担が過大になるため故障するリスクが非常に高くなる。

発電機が故障すれば、停電状態となるため、防災拠点としての機能を果たせず、市民の生命、身体及び財産に大きな影響を及ぼす恐れがあることから、 緊急に改修を行う必要がある。

今回の随意契約の相手方については、本施設の近隣地(工事該当区または 工事該当区の隣接区)に本店を置き、当局の工事実績があることなどの基準 に照らし、該当する6者に迅速な対応可能か照会した結果、上記業者のみが 対応可能との回答があったことから、(株) オーサカテックを契約相手方に選 定し地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により随意契約を依 頼します。

4 担当部署

消防局総務部施設課 (電話番号 06-4393-6165)

1 案件名称

安治川3・9号、I-1号上屋シャッター補修工事

2 契約の相手方

東洋シヤッター株式会社

3 随意契約理由

本工事は、安治川 $3 \cdot 9$ 号上屋及びI-1号上屋に設置しているシャッター部品の経年劣化による部品交換及び調整を行うものである。

本工事対象シャッターは、東洋シャッター株式会社が製作・設置したものであり、 施工にあたっては、製作会社独自の部品と専門技術が必要であり、部品は同社でのみ 調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該シャッターの構造を熟知している東洋シャッター株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 保全監理課 (建築) 06-6615-7811 . 9

1 案件名称

令和3年度大阪市中央卸売市場本場直流電源設備改良工事

2 契約の相手方

(株) GSユアサ

3 随意契約理由

本工事は、現在稼働中の直流電源設備の一部である整流器部品及び蓄電池の取替、 及びそれに伴う試験調整を行うものである。

本設備は、停電時における非常照明用電源であり、加えて受変電設備の操作及び制御を行うものであるため、非常時の市場運営に支障をきたさないための重要かつ不可欠な設備である。

本工事は、本設備のうち直流電源盤を引き続き利用し、整流器部品及び蓄電池のみ取替をおこなうものであり、施工にあたっては、既設設備の構造・規格及び構成部品に精通していると共に純正部品が必要で、製造者の技術情報も不可欠である。

また、設計・製作者が工事を行うことにより、本工事及び当該設備の動作・保全に対して一貫した責任を持たせることができるが、設計・製作者以外に施工させた場合、既存設備との関係でトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上のことから、本工事が施行可能な業者は、本設備の製造・設計者である(株)GS ユアサのみであるため、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当(電話番号 06-6469-7966)

1 案件名称

鶴見緑地 (咲くやこの花館) 自動制御設備修繕

2 契約の相手方

アズビル(株)

3 随意契約理由

本修繕は、鶴見緑地内にある咲くやこの花館内の展示植物の一時保管場所や仕分け場所等の 来館者は立ち入れない区域、及びその周辺にある建物の空調設備と換気設備の老朽化に伴う自 動制御設備等の各部品の取り替え及び試運転調整を行うものである。

本設備は、アズビル(株)が設計製作・施工したものであり、部品交換及び試運転調整により機器の動作確認・機能保証を行うためには、既設システムとの整合性が必要であるとともに、建物の機能を稼働させた状態で様々な植物の温度及び湿度等の状態管理を適正に行いながら修繕を行う必要があり、機器の構造と規格及び機器構成に精通していることが不可欠であり、他社の部品では互換性が無く、当初の性能を発揮することは出来ない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要性がある。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話 06-6615-7887)

1 案件名称

鶴見区民センター大ホール・小ホール調光盤設備修繕

- 2 契約の相手方 パナソニック LS エンジニアリング (株)
- 3 随意契約理由

本修繕は、鶴見区民センター大ホール・小ホール(以下「ホール」という)の調光盤設備(直流電源部品交換及び冷却ファン交換)の修繕を行うものである。

本設備は、平成17年4月に開設以降16年が経過し、竣工当初から調光盤設備(舞台及びホールの照明操作盤)の交換を行っておらず、交換推奨時期(5年)を大幅に経過し、保守点検においても設備更新・部品交換の指摘を受けており、故障した場合は、ホールの使用制限を行うことになり、附設会館の収入及び利用予定者へ大きく影響を及ぼすこととなるため、早急に修繕を行う必要がある。

当該設備については、パナソニック電工(株)が製造・施工したものであり、修繕にあたっては、製造者のみが有する当該設備の機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、当該設備で修繕する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本修繕を実施できるのは、パナソニック株式会社とパナソニック電工(株)が合併したのち、パナソニック電工(株)からエンジニアリング機能、施工機能を集中したパナソニック LS エンジニアリング(株)のみであるため、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当

大阪市鶴見区役所 市民協働課 06-6915-9166

- 工事名称
 夢舞大橋渡り桁補修工事
- 契約の相手方
 株式会社 I H I インフラシステム

3 随意契約理由

本夢舞大橋は大阪市の臨海部に位置する、夢洲と舞洲をつなぐ主要交通網として、平成13年3月に架設された長大橋梁である。

本橋の主橋梁部は、2基の鋼製ポンツーン(浮体)で上部構造を支持する浮体橋形式で、大阪港の非常時には船舶の航行が可能となるよう、主橋梁部の片側を中心に平面的に旋回することで航路確保が可能となる、世界でも類を見ない旋回式浮体橋である。

また、本橋の浮体橋部は海水面の潮位変動によって、最大4m近く上下するため、その変動を吸収する必要がある事から、浮体橋部分と陸上部の取付け高架橋の間には、一般の橋梁には設置されていない緩衝桁が設置されている。

本補修工事は、その緩衝桁に設置されている渡り桁の損傷部を補修するものであるが、 本渡り桁も緩衝桁と一体となって、潮位変動や潮流等の影響を受けているため、常に、 上下左右に動揺している極めて特殊な部材である事から、本部材の構造特性を十分理解 した上での施工が必要であると同時に、施工時の想定外の挙動や変異に対しても、緊急 的で且つ迅速な対応が必要である。

本補修工事に際しては、上記のような専門的知識と技術力が必要であるが、本渡り桁及び緩衝桁の製作・施工は、本橋梁架設当時に株式会社 I H I インフラシステム(旧: ㈱石川島播磨重工業)が行っており、同知識と高度な技術を有し的確な補修を行うことが出来る会社は同社以外にはいない。また、仮に本補修工事を株式会社 I H I インフラシステム以外の業者が施工した場合、本補修工事は技術力や使用する部材が極めて特殊であることから、万が一補修工事後に不具合が発生した場合、原因の特定が困難になり責任の所在が不明確になる。

以上のことから、本補修工事を施工できる唯一の業者である株式会社 I H I インフラシステムと随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局道路部橋梁課(電話 06-6615-6824)

×4

随意契約理由書

1 工事名称: 市岡下水処理場外5か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方: (株)明電舎

3 随意契約理由: 本工事は、市岡下水処理場外5か所における運転監視及び自動制御 するための既設監視制御設備等に操作回路、制御回路、監視信号項目 等のソフトウェアの機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、(株)明電舎が独自の技術、ノウハウにより設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

さらに、施工をする際には既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替施工を行う必要があり、切替施工の都度、既設監視制御設備等に操作・制御回路及び信号項目の変更・追加並びに操作条件の設定変更などを行っていく必要がある。

よって、本工事は新設設備部分及び既設設備部分等を使用しながら施工及び機能追加を行う必要があり、既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるので、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに 配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本工事を施工できるのは、(株)明電舎のみである。

4 根 拠 法 令: 地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担 当 部 署: 建設局下水道部設備課 (電話番号 06-6615-7891)

1 案件名称

高殿北住宅(2号館)外1住宅昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ(株)

3 随意契約理由

本工事は、日本オーチス・エレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修 工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては日本オーチス・エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化が図ることのできる唯一の業者である日本オーチス・エレベータ(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

1 修繕名称

令和3年度 舞洲スラッジセンター脱水設備用空気圧縮機修繕

2 契約の相手方

(株)日立プラントサービス

3 随意契約理由

今回修繕する脱水設備用空気圧縮機は舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備に必要な薬品を 供給するための空気圧縮機であり、各部が長時間の運転により、摩耗・損傷しているため修 繕を行うものである。

本空気圧縮機は、㈱日立製作所(現在、㈱日立製作所製の空気圧縮機は㈱日立産機システムが事業継承している)が設計及び製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は㈱日立産機システムから修繕及び点検、整備を移 管されている㈱日立プラントサービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター(電話番号 06-6460-2830)

1 修繕名称: 令和3年度舞洲スラッジセンター自家発電用ガスタービン設備修繕

2 契約相手方: (株) カワサキマシンシステムズ

3 随意契約理由: 今回修繕する自家発電用ガスタービン設備は、舞洲スラッジセンターの自家 発電設備の動力源であり、発電のために重要な役割を持つ設備である。

自家発電設備は、非常時に停電となった場合に備え、スラッジセンター全体の、安全で確実な運転確保のため自家発電を行うものであり、高い信頼性を維持させるため修繕を行うものである。

本ガスタービン発電設備は、川崎重工業(株)が設計製作及び施工したもので、修繕にあたってはガスタービン発電設備としての一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な部品取替、点検調整を実施するとともに、整備に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、独自の専門技術にて製作時と同一の手法を用いて行い、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、本修繕は製作会社である川崎重工業(株)のガスタービン 発電設備に関するアフターサービスの業務移管先である(株)カワサキマシン システムズに随意契約を行うものである。

4 根 拠 法 令: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担`当 部 署: 建設局 北部方面管理事務所 舞渊スラッジセンター

(電話番号 06-6460-2830)

1 案件名称

東成区役所庁舎昇降機設備修繕

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス(株)

随意契約理由

本業務は、昇降機を支障なく安全に使用するため、必要な修繕を行うものである。

本修繕対象のエレベーターは、三菱電機(株)が製作・設置したものであり、修繕にあたっては、製造者独自の専用設計された純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

また、当該エレベーターの製造者である三菱電機(株)は、昇降機保守等のサービス業務 全般を同社の系列会社である三菱電機ビルテクノサービス(株)に移譲している。

よって、当該エレベーターの構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な稼働状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である三菱電機ビルテクノサービス(株)と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東成区役所総務課(電話番号 06-6977-9626)

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場集中自動検針設備改良工事

2 契約の相手方

東光東芝メーターシステムズ (株)

3 随意契約理由

本工事は、市場施設使用者の電気・水道使用量及び基本データを管理している集中自動検 針システムの一部設備・機器の更新、並びに取替作業後の動作確認を行うものである。

本工事の施工にあたっては製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要で、 ハード及びソフトについて製造者の技術情報も不可欠である。

また本工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な稼働状態の確保と施工責任の一元化を図る必要がある。

よって、本工事が施工可能な業者は、製造者である(株) 東芝から計器事業全般を移管されている東光東芝メーターシステムズ(株) のみである。

以上のことから、東光東芝メーターシステムズ(株)と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当(電話番号 06-6469-7966)

1 案件名称

Q-2・3号上屋デッキボード修繕

2 契約の相手方

エレベータメンテナンス (株)

3 随意契約理由

本修繕は、Q-2・3号上屋に設置しているデッキボード部品の経年劣化による部品 交換及調整を行うものである。

本修繕対象デッキボードは、エレベータメンテナンス (株) が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製作会社独自の部品と専門技術が必要であり、部品は同社でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の 一元化を図ることができるのは、当該デッキボードの構造を熟知しているエレベータ メンテナンス(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 保全監理課 (建築) 06-6615-7812

1 工事名称

東横堀川水門ラジアルゲート油圧シリンダー更新工事

2 契約の相手方

(株) I H I インフラ建設

3 随意契約理由

東横堀川水門は、大雨や高潮による水位上昇時に洪水から市街地を守る「治水機能」、潮の干満等によって変動する河川水位を一定に制御することで船舶の安全な航行を可能とする「閘門機能」、道頓堀川水門との連携による東横堀川及び道頓堀川の「水質浄化機能」を備えた水門施設である。

本工事は、当該水門における「ラジアルゲート油圧シリンダー」は更新計画(予防保全計画)に基づき、油圧装置の主要構成機器等の更新工事を行うものである。

当該水門は(株) 栗本鐵工所の独自技術により設計・製作された設備であり、水門を構成する各装置 や機器・部品は、他社から調達することができない。また、当該水門の構造を十分に熟知し、設備機能を発揮させるための組付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、同社の水門事業は平成22年に(株) I H I インフラシステムに譲渡され、さらに水門メンテナンス事業は(株) I H I インフラシステムから上記業者に業務移管されていることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話 06-6615-7887)

1 工事名称: 鶴町抽水所外2か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方: メタウォーター (株)

3 随意契約理由: 本工事は、鶴町抽水所外2か所における運転監視及び自動制御する ための既設監視制御設備等に操作回路、制御回路、監視信号項目等の ソフトウェアの機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、メタウォーター(株)が独自の技術、ノウハウにより設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

さらに、施工をする際には既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替施工を行う必要があり、切替施工の都度、既設監視制御設備等に操作・制御回路及び信号項目の変更・追加並びに操作条件の設定変更などを行っていく必要がある。

よって、本工事は新設設備部分及び既設設備部分等を使用しながら施工及び機能追加を行う必要があり、既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるので、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに 配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本工事を施工でき るのは、メタウォーター(株)のみである。

4 根 拠 法 令: 地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担 当 部 署: 建設局下水道部設備課 (電話番号 06-6615-7891)

1 案件名称

天王寺区役所非常用発電設備修繕

2 契約の相手方

ヤンマーエネルギーシステム(株)

3 随意契約理由

本修繕は、天王寺区役所に設置している発電機・ガスタービン・制御装置・燃料タンクからなる複合設備の非常用発電設備の修繕を行うものである。

本設備は、災害等で停電となった際、区役所内に電気を供給するための非常用電源 として設置したものであるが、経年劣化により設備を構成する部品に動作不良が生じ る恐れがある。本設備が故障した状態で災害等による停電が起こった場合、区役所は 災害時における区の拠点であり、災害対応に支障をきたすこととなるため、本設備の 劣化部品の取替えを行う必要がある。

本設備は、ヤンマー(株)が製作・施工したものであり、修繕にあたっては、製作者のみが有する発電設備、制御装置、付属装置等の構造・構成等の熟知と、純正部品や整備技術が不可欠である。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

以上の理由により、本修繕を実施できるのは、ヤンマー(株)を組織再編したヤンマーパワーテクノロジー(株)から、アフターサービスを移管されている上記業者のみであるため、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2 第1項第2号

5 担当部署

天王寺区役所企画総務課経理グループ (電話番号 06-6774-9898)

1 案件名称

Q-2・4号上屋オーバードア補修工事

2 契約の相手方

三和シヤッター工業㈱

3 随意契約理由

本工事は、Q-2・4号上屋に設置しているオーバードア部品の経年劣化による部 品交換及び調整を行うものである。

本工事対象オーバードアは、三和シヤッター工業㈱が製作・設置したものであり、 施工にあたっては、製作会社独自の部品と専門技術が必要であり、部品は同社でのみ 調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の 一元化を図ることができるのは、当該オーバードアの構造を熟知している三和シヤッ ター工業㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 保全監理課 (建築) 06-6615-7812

1 案件名称

西北環境事業センターほか4か所 真空式温水ヒーター修繕

2 契約の相手方

(株) 日本サーモエナー

3 随意契約理由

本修繕は、西北環境事業センターほか4か所に設置されている真空式温水ヒーターについて、温度ヒューズ・バックアップ電池・感震器ほかの不良により、正常に動作できない状態となっているため、修繕を行う必要がある。本設備は、(株)日本サーモエナー独自の技術により設計・製造されたものであり、製造者独自の技術による部品に加え、メーカー封印箇所部分もあるため、本機器を製造した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生じる可能性があることや、修繕後の性能、作動状態、安全性(製造物責任)に対して保証ができないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせる必

以上のことから、本修繕を行えるのは(株)日本サーモエナーのみであり、 上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

要がある。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3375)

- 1 案件名称 令和3年度 平野下水処理場汚泥溶融炉棟ケーキ移送ポンプ修繕
- 2 契約の相手方 兵神装備(株)
- 3 随意契約理由 今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉棟ケーキ移送ポンプは 汚泥受入槽切出機より排出された汚泥ケーキを乾燥工程に移送す るための設備であるが、経年劣化によるステータ等の構成部品の損 傷により必要な移送量を確保することができず、運転に支障をきた しているので修繕するものである。

本設備は兵神装備(株)が設計製作したもので、修繕における分解や組付け調整には製作会社独自の技術を必要とし、本設備を構成する各装置や部品は、他社からは調達できない。また、修繕にあたってはケーキ移送ポンプの構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行う必要があることや、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

- 4 根拠法令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署 建設局南部方面管理事務所設備課 (電話番号 06-6686-5123)

1 修繕名称:

令和3年度 舞洲スラッジセンター脱水機汚泥供給ポンプ修繕

2 契約相手方:

兵神装備㈱

3 随意契約理由:

今回、修繕を実施する脱水機汚泥供給ポンプ設備は、舞淵スラッジセンターに設置している遠心脱水機に汚泥を供給するための設備であり、回転部分等が長時間の運転により、摩耗・損傷しているため修繕を行うものである。

本設備は、兵神装備㈱が設計及び製作したものであり、取替部品は同社のみが 製作しており他社では製作していない。また、取替えにあたっても同社のみが保 有するシステム構成を熟知するとともに調整の技術が必要であり、修繕後の一貫 した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、製作会社である兵神装備㈱に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令:

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署:

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号:06-6460-2830)

- 1 工事名称 令和3年度市内一円情報板改修工事
- 2 契約の相手方星和電機(株)

3 随意契約理由

本工事は、市内一円の情報板に強風注意の表示を各監視装置より遠隔で表示可能にするものである。

本情報板は星和電機(株)が設計・製作・設置した装置であり、改修にあたっては、 既設設備の機能を保証させながら必要なシステム全体の変更(機能追加・設定変更)を 行うために、既設装置の製作者独自の技術が必要である。

また、既設装置製作者である星和電機(株)以外では、トラブルが生じた場合の責任 の所在が不明確になることや施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要もある。 以上のことから、本工事を施工できる唯一の業者である星和電機(株)と特名随意契 約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話 06-6615-7261)

1 工事名称

令和3年度市内一円情報板改修工事-2

契約の相手方日本信号(株)

3 随意契約理由

本工事は、市内一円の情報板に強風注意の表示を各監視装置より遠隔で表示可能にするものである。

本情報板は日本信号(株)が設計・製作・設置した装置であり、改修にあたっては、 既設設備の機能を保証させながら必要なシステム全体の変更(機能追加・設定変更)を 行うために、既設装置の製作者独自の技術が必要である。

また、既設装置製作者である日本信号(株)以外では、トラブルが生じた場合の責任 の所在が不明確になることや施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要もある。 以上のことから、本工事を施工できる唯一の業者である日本信号(株)と特名随意契 約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話 06-6615-7261)

1 案件名称

令和3年度大阪市中央卸売市場本場市場東棟エレベーター修繕

2 契約の相手方

フジテック (株)

3 随意契約理由

本修繕は、本場市場東棟に設置されているエレベーターの部品交換、並びに試運転調整を行うものである。

本修繕対象設備は、施工にあたって製造者以外では整備技術面の対応が不可能で あると共に純正部品や製造業者の技術情報も不可欠で、その技術情報は当該設備の 製造業者であるフジテック(株)のみが有している。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるフジテック(株)と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当(電話番号 06-6469-7966)

1 案件名称

令和3年度 平野下水処理場汚泥溶融炉計裝設備修繕

2 契約の相手方

(株) 日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備は、汚泥溶融炉施設の運転に重要な役割を持つ設備であるが、各計装機器の経年劣化が著しいため、老朽化した部品を取り替え修繕するものである。

本設備は、(株) 日立製作所が設計製作したもので、計装設備としてのループ回路が一貫して構築されているものであり、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき既設回路との整合を保てるよう部品の取り替えを行い、設備の性能を継続維持させなければならず、取替部品の選定も他社で行うことができない。また、当該設備に係る図面・計算書等の情報は製作会社固有の技術的財産と

また、当該設備に係る図面・計算書等の情報は製作会社固有の技術的財産として保護されていることに加え、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、当初設計製作した(株)日立製作所の計装設備部門は事業統合等により現在(株)日立ハイテクソリューションズとなっており、同社は計装設備の点検・修繕・部品納入を(株)日立産機テクノサービスに業務移管している。以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

1 案件名称

令和3年度安土町地下駐車場外1駐車機械装置修繕

2 契約の相手方

三菱重工機械システム(株)

3 随意契約理由

機械式駐車場である安土町地下駐車場および土佐堀地下駐車場の駐車機械装置は、駐車場を 運営する上で必要不可欠な設備である。

本修繕は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の 安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した定期交換部品や消耗性部品、経年に よる劣化部品の取替等を含めて行うものである。

本装置は三菱重工(株)の独自技術により設計、製作されたもので、装置を構成する機器や部品は他社から調達できない。また、本装置の修繕にあたっては、製作当初の設計に基づいて行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠となる。

なお、三菱重工(株)の駐車場事業は出資会社である三菱重工パーキング(株)が実施していたが、三菱重工パーキング(株)は平成26年4月に三菱重工メカトロシステムズ(株)及び三菱重工鉄構工ンジニアリング(株)の鉄構装置事業部門と統合され、三菱重工メカトロシステムズ(株)に事業継承され、平成29年10月に三菱重工印刷紙工機械(株)及び三菱重工マシナリーテクノロジー(株)のゴム・タイヤ機械事業並びに当該製品等に係る三菱重工業(株)の製造・調達・品質保証機能と統合され、三菱重工機械システム(株)に社名変更されている。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)

1 工事名称

道頓堀川水門扉体補強工事

2 契約の相手方日立造船㈱

3 随意契約理由

道頓堀川水門は、大雨や高潮による水位上昇時に洪水から市街地を守る「治水機能」、潮の干満によって変動する河川水位を一定に制御し、船舶の安全な航行を可能とする「閘門機能」、東横堀川水門との連携による東横堀川および道頓堀川の「水質浄化機能」を備えた施設である。

水門の耐波対策として求められている性能は、マグニチュード 8 クラスの地震に伴い発生する津波を受けた後も開閉機能を有し、マグニチュード 9 クラスの地震に伴い発生する津波を受けても部材の流出による二次被害を起こさない耐力を確保することとしている。

しかし、道頓堀川水門は、過年度の照査により、マグニチュード8クラスの地震に伴い発生する津波を受けた後、水門の扉体が変形し、開閉機能が確保出来なくなると想定している。

そのため、本工事は、南海トラフ巨大地震・津波対策として、マグニチュード8クラスの地震に伴い発生する津波を受けた後も開閉機能を有した水門とするため、道頓堀川水門の扉体等を補強するものである。

道頓堀川水門の扉体は、<u>日立造</u>船㈱の独自技術により設計・製作されており、工事にあたっては従前と同等の機能を発揮させるため、本機器の構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行うとともに、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、上記業者へ随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)電話 06-6615-6663

1 案件名称

令和3年度 降雨量観測装置修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング (株)

3 随意契約理由

今回修繕する降雨量観測装置は、雨水排水を効率的に実施するために重要な役割を 持つ設備であり、設備の高い信頼性を維持するために定期的な構成部品の取替等を行 うものである。

本設備は三菱電機(株)が独自の技術で設計製作したものであり、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行い取替えを実施し、従前と同様の性能を維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、他社に修繕を行わせることはできない。

以上のことから本修繕ができる業者は、製作会社である三菱電機(株)からアフターサービス業務を移管され、且つ本設備の技術に精通している三菱電機プラントエンジニアリング(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 下水道部 施設管理課 (電話番号:06-6615-7180)

1 案件名称

令和3年度 中浜流注場浄化槽汚泥用し渣分離機ほか修繕

- 2 契約相手方 大機工業(株)
- 3 随意契約理由

本修繕は中浜流注場に設置の、浄化槽汚泥用し渣分離機並びにスクリュープレスの劣化摩耗部品の取替等の整備を行なうものである。

当該浄化槽汚泥用し渣分離機及びスクリュープレスは大機工業(株)が設計・製造したものである。

修繕に関しては単なる部品交換ではなく、スクリュー刃肉盛調整溶接による刃部とケーシング間の隙間調整等が必要で、この良否により処理能力に影響を及ぼすなど、し渣分離機及びスクリュープレスの特性を理論的・経験的に十分把握したうえで行なう必要がある。

このような条件を満たすためには本機器を設計・製造した大機工業 (株)以外では本修繕に対して技術面での対応が不可能であり、既設 設備と密接不可分の関係から、既設設備等に著しい支障が生ずる可能 性があること、また修繕後の性能に対して保証ができないことから 本修繕に対し一貫して責任を持たせることができる業者は大機工業 (株)のみである。

以上のことから大機工業(株)と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課(電話番号 06-6630-3374)

- 工事名称
 阪東大橋情報板改修工事
- 契約の相手方岩崎電気(株)

3 随意契約理由

本工事は、阪東大橋の情報板に強風注意の表示を各監視装置より遠隔で表示可能にするものである。

本情報板は岩崎電気(株)が設計・製作・設置した装置であり、改修にあたっては既 設設備の機能を保証させながら必要なシステム全体の変更(機能追加・設定変更)を行 うために、既設装置の製作者独自の技術が必要である。

また、既設装置製作者である岩崎電気 (株) 以外では、トラブルが生じた場合の責任 の所在が不明確になることや施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要もある。 以上のことから、本工事を施工できる唯一の業者である岩崎電気 (株) と特名随意契 約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話 06-6615-7261)

1 案件名称

大阪市立男女共同参画センター南部館昇降機設備改修工事

2 契約の相手が

(株) 日立ビルシステム

3 随意契約理由

本工事は、大阪市立男女共同参画センター南部館に設置している(株)日立ビルシステム製の昇降機設備を油圧式からロープ式に改修するものであり、部品供給に支障なく、良好な状態を維持している乗場機器(三方枠・敷居)を残置・活用することにより、コストの縮減に努めるとともに、工期短縮が図られ、施設利用者への影響を最小限に抑えることのできる工法を採用する工事である。

昇降機設備については、部品の形状や規格等は各社異なることから、製造事業者独自のノウハウや各装置の役割・構造・動作など、製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。

また、製造事業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となることも懸念される。

以上のことから、本設備の製造事業者である(株)日立ビルシステムしか施工し得ないことから、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課(電話番号 06-6208-9156)

1 案件名称

舞洲障がい者スポーツセンター防火シャッター危害防止装置設置工事

契約の相手方
 三和シヤッター工業株式会社

3 随意契約理由

本工事は、舞洲障がい者スポーツセンターに設置している防火シャッター について、危害防止装置の取付を行うものである。

危害防止装置とは、火災を感知し、防火シャッターが降下している際に、 人や物に接触すると閉鎖動作を一時停止し、人や物がなくなると再び降下し 防火区画を形成する装置であり、有事の際には当該施設の利用者の安全対策 のために必要な装置である。

当該施設の防火シャッターは、建築当初(平成9年建築)に整備した設備である。平成17年の建築基準法施行令の改正により、防火シャッターには危害防止装置の設置が義務付けられているが、当該施設の防火シャッターは法改正前に設置されたものであり、危害防止装置が設置されていないため本工事を行う。

当該施設の防火シャッターは、三和シヤッター工業株式会社が製作・設置したものであり、危害防止装置取付にあたっては、製作会社独自の規格を熟知していると共に、純正部品と専門技術及び知識が必要であり、純正部品は同社でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該シャッターの構造を熟知している三和シャッター工業株式会社のみであるため、同社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局障がい者施策部障がい福祉課 (電話番号 06-6208-8078)

1 工 事 名 称: 令和 3 年度 十八条下水処理場監視制御設備改良工事

2 契約相手方: 東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由 : 本工事は十八条下水処理場に設置してある監視制御装置が、長期の

使用による劣化等により、著しく機能が低下したため、監視制御装置

を構成する部品の取替えを行うものである。

本装置は、(株) 東芝が設計製作したもので、改良にあたっては当該 監視制御装置の構造、性能等を熟知し、最も適切な部品選定、細部寸法 を把握した部品製作及び加工を実施するとともに、当該監視制御装置の 取替え及び設定変更を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を 用いて行ない、監視制御設備としての機能を継続維持させなければなら ない。

以上のことから、本工事が施工できる業者は、本装置を設計製作した (株) 東芝より社会インフラ部門を分社化のうえ、継承した東芝インフラシステムズ(株) のみである。

4 根 拠 法 令: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担 当 部 署: 建設局 北部方面管理事務所 設備課

(電話番号 06-6462-1519)

1 案件名称

令和3年度 平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備修繕

2 契約の相手方

(株) 明電エンジニアリング

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備は、汚泥溶融炉施設の運転に重要な役割を持つ設備であるが、各機器の経年劣化が著しいため、老朽化した部品を取り替え修繕するものである。

本設備は、(株) 明電舎が設計製作したもので、電気設備としてのシステムが一貫して構築されているものであり、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき既設回路との整合を保てるよう部品の取り替えを行い、設備の性能を継続維持させなければならず、取替部品の選定も他社で行うことができない。

また、当該設備に係る図面・計算書等の情報は製作会社固有の技術的財産として保護されていることに加え、製造物責任の所在を明確にする観点から他社に本修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務 を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局南部方面管理事務所設備課(電話番号 06-6686-5123)

1 案件名称

令和3年度本町地下駐車場外1駐車機械装置修繕

2 契約の相手方

日本コンベヤ(株)

3 随意契約理由

機械式駐車場である本町地下駐車場および谷町筋地下駐車場の駐車機械装置は、駐車場を運営する上で必要不可欠な設備である。

本修繕は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の 安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した定期交換部品や消耗性部品、経年に よる劣化部品の取替等を含めて行うものである。

本装置は日立造船(株)の独自技術により設計、製作されたもので、装置を構成する機器や部品は他社から調達できない。また、本装置の修繕にあたっては、製作当初の設計に基づいて行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠となる。

なお、日立造船(株)の駐車場事業は平成18年に日本コンベヤ(株)と事業統合し、エヌエイチパーキングシステムズ(株)に事業継承され、平成30年にエヌエイチパーキングシステムズ(株)は日本コンベヤ(株)に吸収合併されている。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)

1 案件名称

長居ユースホステル自動火災報知設備改修工事

2 契約の相手方

パナソニック防災システムズ (株)

3 随意契約理由

本工事は、大阪市立長居ユースホステルに設置された自動火災報知設備の劣化した 機器の取替及び周辺機器の改修を行うものである。

長居ユースホステルに設置されている自動火災報知設備は、長居陸上競技場に設置されている自動火災報知設備と連動するようになっており、災害時には、競技場内の中央監視室に設置された火災受信盤から併設施設(長居ユースホステル、長居トレーニングセンター及び長居公園事務所)の副受信盤に火災警報を表示するとともに、赤外線火災覚知設備や避難誘導システムとも連携し、利用者を敏速かつ安全に避難誘導が行えるよう動作プログラムが組み込まれるなど、本施設に特化した特殊な仕様となっている。

本設備は、パナソニック(株)が本施設独自の設計に基づき製造しており、改修にあたっては、独自の高度かつ専門的な知識・技術が必要である。

よって、本設備の改修工事にあたっては、パナソニック(株)から施工、調査、保守を委任され、また、競技場及び本施設含む併設施設の新築時に本設備等を施工したパナソニック防災システムズ(株)でなければ施工は不可能である。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当することから、上記事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課(電話番号 06-6208-8157)

1. 工事名称

阿倍野区第1766号線道路崩壊防止対策工事(緊急)

契約の相手方
 株式会社大林組

3. 随意契約理由

令和3年6月25日朝に阿倍野区第1766号線の西側沿道家屋が崖下に崩落する事故が 起きた。崩落によってのり面が剥き出しになり道路の安全性に不安が生じている。

また、6月29日現在沿道の家屋1件が非常に不安定な状態で建っており、この間家屋 所有者と崖下で工事を行っていた業者とで今後の対応について協議されていた。しかし ながら、さらなる崩落が懸念される切迫した状況であり、道路、東側沿道家屋及び崖下の 家屋にも甚大な被害を及ぼす可能性もあり周辺住民の不安は非常に大きくなっている。

早急に周辺環境と道路の安全確保を行う必要があることから、対策工事を行うものである。

今回の随意契約の相手方については、道路復旧構造の決定に必要な土質調査と、復旧完了までの間、安全に作業を行うために必須となる崩落した土壌の変位計測の高度な技術を有しており、かつ、本市からの指示後、人員及び資機材の確保ができ迅速に現場着手が可能かを考慮し、本市工事を施行中である株式会社大林組、株式会社鴻池組、株式会社奥村組の3者に対応可能か照会した。

株式会社大林組は対応可能、株式会社鴻池組は対応できない、株式会社奥村組は下請け 情報ならば提供可能との回答であったことから、株式会社大林組を契約相手方に選定し 地方自治法施行令第167条の2第5号の規定により随意契約を依頼します。

(参考)

〇今回、対応照会を行った業者が施工している本市工事

- ・株式会社大林組 住之江下水処理場雨水滯水池並びに住吉川耐震護岸築造工事
- ・株式会社鴻池組 淀川左岸線 (2期) トンネル整備工事-1
- 株式会社奥村組 大阪駅前地下道東広場改築その他工事 (奥村組は本市施設の工事部分を施工)

4 担当部署

建設局 道路部 道路課 道路維持担当 (電話番号 06-6615-6797)

1 案件名称

令和3年度 大阪市役所本庁舎スクリュー冷凍機修繕

2 契約の相手方

コベルコ・コンプレッサ(株)

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎の冷暖房設備において、冷房するための冷水をつくるスクリュー冷凍機の部品が経年劣化しているので、交換・清掃を行い性能の回復を行うものである。

本庁舎のスクリュー冷凍機は、(株)神戸製鋼所の製品であり、メーカー独自の 技術により設計・製作した業者以外では技術面等の対応が不可能で、かつ修繕後の 性能・作動状態等を保証させる必要がある。

以上の理由により、本修繕を行えるのは、(株)神戸製鋼所より同冷凍機の汎用 圧縮機事業を承継されたコベルコ・コンプレッサ(株)のみであるため、特名随意 契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ (電話番号 06 - 6208 - 8197)

1 案件名称

中央区役所庁舎昇降機設備修繕

2 契約の相手方

(株) 日立ビルシステム

3 随意契約理由

本修繕は、中央区役所庁舎内に設置されている(株)日立製作所が製造・施工を行ったエレベーター2基(連動する1・2号機)のかご室機器・乗場機器・昇降路機器の一部の部品や機材を交換する必要がある。

本設備は、2基のエレベーターのうち1基を運行しながら施工するため、機器の制御などにおいて、製造者独自の専門知識及び技術が不可欠である。

また、運行中のエレベーターと修繕を行うエレベーターは密接不可分の関係にあり、修繕後のエレベーター運行上のトラブルが生じた際、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕を実施できるのは、(株)日立製作所からエレベーター製造・施工部門を事業承継されている(株)日立ビルシステムのみであるため、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

中央区役所総務課(電話番号 06-6267-9988)

1 工 事 名 称: 海老江下水処理場監視制御設備機能追加工事

2 契約相手方: 東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由:

本工事は、海老江下水処理場ポンプ設備等の運転監視及び自動制御するための既設監 視制御設備等に操作回路、制御回路、監視信号項目等のソフトウェアの機能追加を行う ものである。

本工事で機能追加する設備は、東芝インフラシステムズ(株)が設計・製作・施工したもので既設設備の操作・制御回路に密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

さらに、施工をする際には既設設備の機能を保証させながら段階的な切替えが必要であり、切替えの都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加並びに操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設設備部分及び既設設備部分等を使用しながら施工及び機能追加を行うため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本工事を施工できるのは、東芝インフラシステムズ(株)のみである。

- 4 根拠法令:地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担 当 部 署:建設局下水道部設備課(電話番号 06-6615-7895)

1 案件名称

令和3年度 平野下水処理場汚泥溶融炉排ガス分析計修繕

2 契約の相手方

(株) マコト電気

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場の排ガス分析計は、汚泥溶融炉を運転監視制御するために必要な設備であるが、長期の使用により老朽化し日常の排ガス分析に支障をきたしている構成部品を取り替え、修繕するものである。

本設備は(株) 堀場製作所が設計製作したものであり、老朽化した部品の取り替えには、分析計の構成及び取替部品の整合性など同社が保有する製作当初の設計情報に基づく取替調整の技術が必要であり、取替部品の選定も他社では不可能である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるとともに、製造物責任の所在を明確にする観点から、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)